



政務活動費収支報告書

令和 7 年 4 月 14 日

瑞穂町議会議長

山 崎 栄 様

議員名 古 宮 郁 夫 (印)

令和 6 年度政務活動費について、次のとおり収支報告します。

- | | | | | |
|---|---------|----------------|---------|----|
| 1 | 収 入 | （政務活動費交付額 金 | 120,000 | 円） |
| 2 | 支 出 | （政務活動費支出額 金 | 133,898 | 円） |
| 3 | 添 付 書 類 | 支出に係る領収書等の証拠書類 | | |

令和6年度 政務活動費 収支報告書

議員名： 古 宮 郁 夫

1 収 入

項 目	金 額	説 明
政務活動費 (①)	120,000 円	当初交付金

2 支 出

項 目	金 額 ※1	説 明
調 査 研 究 費	38,370 円	支出内訳参照
研 修 費	円	
広 報 ・ 広 聴 費	円	
資 料 作 成 費	5,000 円	
資 料 購 入 費	90,528 円	
合 計	133,898 円	

差引金額 (①-②)	△ 13,898 円 ※2
------------	---------------

※1 使途項目ごとに集計の上記載してください。

※2 差引金額に残余が生じた場合は、この金額を返還してください。
(差引金額が△ (マイナス) の場合は返還の必要はありません。)

支出内訳

項 目	適用及び内容 (視察の場合は日程及び場所を記入すること)	支払金額	備考
調査研究費	10/7～9日新潟県上越市 他	38,370 円	鉄道運賃・宿泊料
資料購入費	新聞・日本経済新聞	66,000 円	4月～翌年3月
資料購入費	図書・月刊「地方議会人」	9,648 円	年間購読料
資料購入費	新聞・西多摩新聞	11,880 円	年間購読料
資料購入費	図書・東京都南海トラフ地震 防災対策推進計画、他2点	1,899 円	・東京の土地利用 ・未来の東京戦略
資料購入費	図書・都市計画のあらまし	1,101 円	都民情報ルーム 送料等含む
資料作成費	消耗品費・プリンターインク	5,000 円	費用上限¥5,000 - (¥16,598 -)
		133,898 円	

視 察 報 告 書

【自民誠和会視察調査】

議員名 : 古 宮 郁 夫

1. 期 間 : 令和6年10月7日(月)～10月9日(水)
2. 参 加 者 : 山崎栄、森亘、榎本義輝、下澤章夫、香取幸子、大和雅彦、
高橋洋子、古宮郁夫、(以上、自民誠和会所属)

3. 視察先及び視察項目

都道府県名	市町村名・施設名	視察項目
[1] 新潟県	上越市・南三世代交流プラザ	「地域自治推進プロジェクト」について 「南三世代交流プラザの運営」について
[2] 新潟県	十日町市・市役所	「小中一貫教育」について
[3] 新潟県	南魚沼市・塩沢つむぎ記念館	「織と文化の発信拠点」運営を学ぶ

4. 視察報告

(1) 選 定 理 由

- [1]上越市：市では、平成17年1月の合併から19年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和4年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取り組みを開始した。現在の瑞穂町の地域自治の問題・課題解決の対策について、研究、検討して行くため、視察地として選定した。
- [2]十日町市：十日町市の小中一貫教育は、平成20年5月に設置された十日町市学区検討委員会が平成21年3月にまとめた『十日町市における適正な小・中学校の学区に関する提言』の中で、「新しい形態の学校（小中一貫教育）の導入」の検討を示した。平成22年9月「十日町市小中一貫教育基本計画」策定。令和4年12月「同基本計画」改訂。当時全国的にも「中1ギャップ」と言われ、十日町市でも喫緊の課題となっていた。瑞穂町においても、少子高齢化・人口減少による児童生徒数の減少・学校施設の老朽化等による小中学校の統廃合、不登校、いじめ等の諸問題・課題解決のために参考とするため、視察地として選定した。
- [3]南魚沼市：織の文化館「塩沢つむぎ記念館」は、ユネスコ無形文化遺産登録・国重要無形文化財指定の越後上布に出会える「織の文化」の発信拠点となっている。伝統技術と、その文化の魅力を一堂に公開し、伝統工芸の新たな可能性をみせる「織の文化の新拠点」となっている。瑞穂町の伝統文化である村山大島紬においても、文化の継承や新たな道筋について、研究、検討するために視察地として選定した。

(2) — 1 視 察 内 容

〔1〕 新潟県 上越市

《上越市の沿革》

昭和46年（1971年）に、地域の拠点性を高めることを目指し高田市と直江津市が合併して上越市が誕生し、平成17年（2005年）には、当時全国最多の14市町村による合併によって、現在の上越市となった。

■人口と世帯数

・総数 180,819人（令和6年10月1日現在）

高齢化率 34%（令和6年3月31日現在）

・世帯数 77,679世帯（令和6年10月1日現在）

■面積—973.89㎢（東西44.6km—南北44.2km）

《地域自治制度の導入経緯と地域協議会》

[出典*上越市資料、上越市職員労働組合レポート]

【1】 合併の経緯

- ・2000年1月、1市3村による「市町村合併に関する勉強会」が設置され、合併協議がスタートした。その後、「任意合併協議会」、「上越地域法定合併協議会準備会」と、進む過程で10町村が加わり、最終的に14市町村が参加した「上越地域合併協議会」を経て、上越市への編入方式により、2005年1月1日に合併が実現した。

【2】 地域自治区

- ・合併協議の結果から、合併前の上越市を除く旧13町村の区域ごとに、地域自治区が設置された。
- ・これは、地域住民の意見を聴き、その声を新市の施策に反映させていくことを目的とした地域協議会の設置を模索した中で、この地域協議会を各地域に設置するための手段として導入された制度である。
- ・地域自治区は2004年の地方自治法改正により創設された地域自治組織の仕組みであるが、上越市に設置した地域自治区は、合併市町村に対する特例措置としての旧「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいている。

* 2008年4月に13区を地方自治法に基づく制度へ移行

- ・2009年3月に、議会で設置条例の改正案を議決、合併前上越市への地域自治区設置が決定される。
- ・2009年10月に合併前上越市の区域に15の地域自治区が設置される。

* 「地域自治区」とは、市内をいくつかの区域に分けて、それぞれの区域に地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」と区域内の市の事務を行う「事務所」を置くという地方自治法に基づく制度。

【3】 地域協議会の目的と役割

- ・地域協議会は、市長の付属機関であり、地域自治区の区域にかかる市の事務などについて、地域住民の視点で意見を述べることを期待されている。

- ・ 地域の代表性＝多様な地域住民の合意形成の場の確保
- ・ 地域の合意に基づく民意の反映＝主体的に地域課題の解決策を協議し、合意形成を図った上で行政に意見を具申
- ・ 主体的な企画、立案＝政策形成の過程に参画することにより、住民の主体性を確保
- ・ 行政と住民の「協働の要」＝合意の下に決定したものを、役割分担をしながら行う協議の場

・地域協議会は地域の課題を自主的に審議し、その結果を意見書として市長に提出することもでき、地域に関わる市の施策決定に対し重要な役割を担っていると言える。しかしながら、必ずしも地域協議会の意見どおりに施策が決定されるものではないという側面も重要な特徴といえる。

【4】 地域協議会の権限 [上越市地域自治区の設置に関する条例 (抄)]

- ・ 第7条 地域協議会は次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
 - ① 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ② 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - ③ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2. 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - ① 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - ② 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - ③ 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

* 地域事業⇒地域協議会に諮問の背景

- ・ 合併に伴って、合併前上越市の総合計画だけが残し、13町村の総合計画は消滅。
- ・ 13町村が総合計画で予定していた「やり残し事業」を担保するため配分された「地域事業費」の範囲の中で各町村が選定した事業が地域事業。
- ・ 地域事業選定の基本的な考え方として、新市建設計画を各町村の総合計画を包含する事業計画と位置付け。

【5】 地域協議会委員の構成員等 [地方自治法第202条の5]

・地域協議会の構成員

- ・ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任。
- ・ 市町村長は、地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に

反映されるものと、なるように配慮しなければならない。

＊上越市では公募公選制に基づき市長が選任。区の住民からの公募（定数各区 12～20名の全部を公募）定数よりも多かった場合は、選挙（地域の皆さんで）結果を尊重し選任。

◦地域協議会の構成員の任期

・4年以内において条例で定める期間とする。＊上越市の任期は4年

◦地域協議会の構成員の報酬

・地域協議会の構成員には報酬を支給しないことができる。

＊上越市委員は無報酬（交通費相当額は支給）、市の非常勤特別職

【6】地域協議会の活動状況

◦開催方法・頻度

・会長が招集 ⇒ 概ね毎月1回開催されており、日中または夕方に開催

＊会長が必要と認める場合や規定以上の委員から請求があった場合

・令和5年度 開催数：279回

[市からの諮問数：25 ⇒ 協議会答申数：25 附帯意見の件数：4]

[自主的審議事項の件数：13 市に提出した意見書件数：10]

◦より充実した審議を行うための取組事例

- ・現場の状況を踏まえた審議を行うための現地視察
- ・運営上の課題等を共有化するため、地域協議会の会長会議を開催
- ・地域に出向いて開催する出前地域協議会
- ・地域で活動する団体等との意見交換
- ・「地域協議会だより」の発行

【7】地域協議会の運営に係る予算

◦令和6年度当初予算 1,538万2千円

内訳・地域協議会の開催	875万6千円
・地域協議会委員研修の実施	354万4千円
・地域協議会だよりの発行	308万2千円

【8】地域自治区の事務所

◦設置目的

- ・地域自治区は、行政と住民が相互に連携し、協力しながら地域振興等の事務を担って行く場となるものであり、こうした行政運営を行っていくためには、地域協議会のみならず、事務所の存在が不可欠。

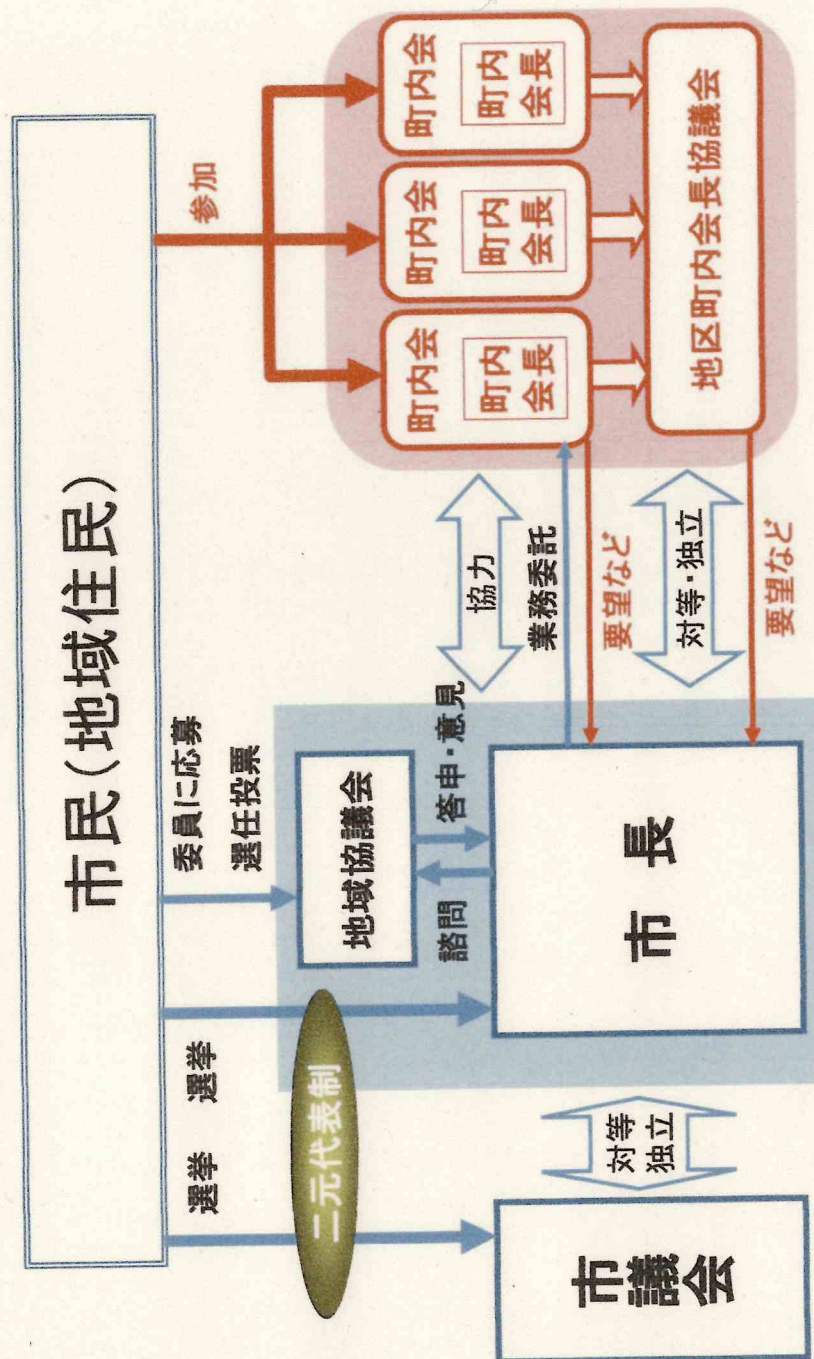
◦予算の要求・執行等

- ・上越市では、予算要求権は本庁の所管課にあり、総合事務所には当該権限はない。ただ、予算編成の実務では、各区の総合事務所の要求を基に、本庁の所管課がそれらの要求を取りまとめている状況。このことから、現在のシステムにおいても総合事務所の考えを反映した予算案となっており、実態として「予算編成」に関与している。
- ・予算の議決後は、所管課から総合事務所に予算が配当され、その予算の中で執行。

【9】説明資料1～4 [上越市作成資料]

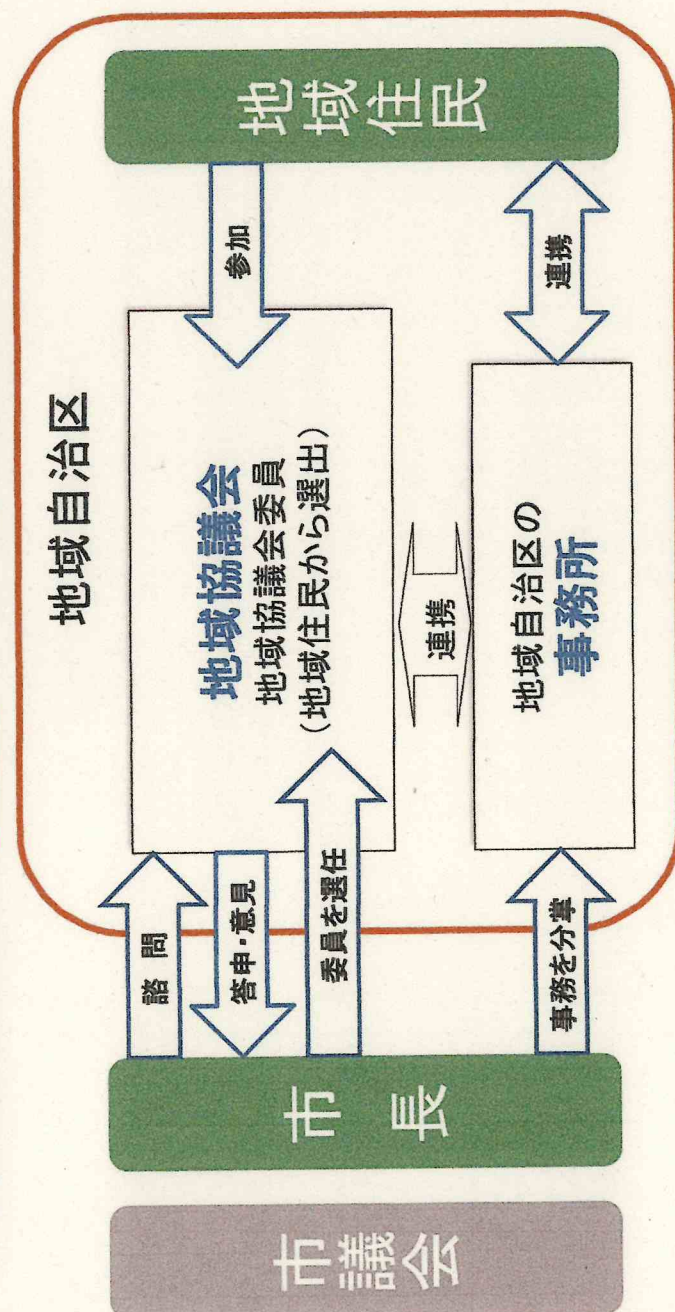
地域協議会と市議会・地区町内会長協議会との関係(イメージ図)

参考資料



地域自治区のイメージ

- 「地域自治区」とは、
 - ・市内をいくつかの区域に分けて、それぞれの区域に
 - ・地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」と、
 - ・区域内の市の事務を行う「事務所」を置くという地方自治法に基づく制度。



上越市の地域自治区の区域

■13の地域自治区
(平成17年1月～)



■28の地域自治区
(平成21年10月～)



《地域自治推進プロジェクトについて》

【1】これまでの取組状況

1. 市では、平成17年1月の合併から19年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和4年度に総合事務所や「まちづくりセンター」、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。
2. 本プロジェクトでは、次の5項目を検討事項としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する検討を進めている。
 - ① 区域の設定の考え方の整理
 - ② 地域協議会の役割の整理
 - ③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
 - ④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
 - ⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方 等

※④の予算の仕組みについては、これまで地域活動支援事業を活用してきた公益性のある取組の継続や運用上の課題に留意しながら、他の検討項目に先行して、令和5年度から地域独自の予算事業を実施している。
3. 令和5年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理し、当市における理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、取りまとめた。

【2】地域自治推進プロジェクトの概要 [添付：上越市議会資料（P12～P20）参照]

地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

↓

現状に対する課題認識 ⇒ 検討方法課題解決の方向性

↓

検討の展開順序 ⇔ 検討事項・論点例——検討方法 ⇐ 検討の観点

↓

最終目標

地域の住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図れる取組を生み出した状態

【3】地域自治の理想的な姿、及び取組の方向性

・地域自治区の区域の理想的な姿

- ・住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属性があり、相互に協力的な行動が出来る身近な地域。

***取組の方向性**＝「考えて決める」ということの一体感を重視し、現在の区域を基本とする。なお、将来的に地域において見直しの機運が高まってきた際には、最適な在り方の検討や値域の合意形成に向けた議論を地域と行政が一緒になって行うこととする。

・地域協議会の理想的な姿

- ・地域の課題解決に向けて、地域の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるように働きかけることのできる組織。
- *取組の方向性＝多様な意見の把握からの的確な課題設定、対応策の決定といった「考えて決める」という視点と、対応策の実施という「実行の視点から、必要な見直しを検討する。令和6年度から取組む運用上の工夫の実施状況を踏えて検討する。

・地域の団体の理想的な姿

- ・地域での公益的な活動を企画し、自主的、持続的に取組むことが出来る団体。
- *取組の方向性＝地域自治全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援を行う。地域課題の維持、継続に向けて、地域内での団体間の連携はもとより、地域外の団体との広域連携、外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない多様な人材確保の在り方や財源確保についても検討する。

・地域自治の活動を活性化する予算の理想的な姿

- ・各地域における地域課題の解決や維持、活性化に寄与する予算の仕組み。
- *取組の方向性＝地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえながら必要な改善等を検討する。地域自治区単位の活動促進に資するもの及び取組内容に応じたきめ細やかな支援が可能な予算の仕組みについて、プロジェクト全体の検討状況を踏まえて検討する。

・総合事務所及びまちづくりセンターの理想的な姿

- ・地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織
- *取組の方向性＝本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。

【4】地域支援事業（令和4年度にて終了）から「地域独自の予算事業」への移行

・地域活動支援事業の概要

- ・事業の目的：地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の自発的、主体的な地域活動を推進する。
- ・各区への配分方法：総額1億8千万円の地域活動資金を、各地域自治区に対し、地域の課題解決のための基礎的財源として450万円を配分するとともに、地域の活力向上に向け、地域自治区の人口割合に応じた額（約30万円～約790万円）を配分した。

・「地域独自の予算事業」の概要

- ・事業の目的と仕組み：それぞれのちいきの課題の解決を解決し、活力の向上を図るために、全市的な取組みに加えて、地域の実情にあった取組みを更に実現していくことが必要と考え、新たな予算要求の仕組みとして「地域独自の予算事業」を設けた。提案を、年間を通して受付している。
「地域独自の予算事業」の仕組みにより、地域団体や地域協議会からの提案が総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の決議を経て、地域の団体や市によって実現される。

【5】「地域独自の予算事業」で対象とする取組

・地域資源を活用した取組

- ・地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品の開発・製造・販売
- ・地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにしたコケや山菜の栽培・販売
- ・地元の食材や施設を活用した、自然食を提供するレストランの運営
- ・地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替えなどのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出
- ・地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出

・地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

- ・移動サービスと日用品小売店を組み合わせた高齢者の外出支援
- ・エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ
- ・地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業
- ・地域づくりの実現や新たな取り組み創出に向けた人材の研修や視察の実施
- ・区内多くの住民が参加見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域イベント



私たちは地域の元気づくりの活動を推進しています。

南本町小学校区には9町内会があります。地域と小中学校が連携して次の世代に地域にあるお宝を語り継ぎたい…との思いで、児童が調べた「私たちの町調べ」を参考に活動につづけています。

これまでの主な活動は

- 1・地域にある400年の歴史遺産・文化財などの啓発活動
- 2・私たちの町調べ 小学校区の今と昔の冊子 100ページの発行
- 3・小学校区の散策パンフレットの発行
- 4・地域のお宝めぐり散策案内看板（南本町小学校地に設置）
- 5・地域のお宝めぐりDVDの作成（各集会で活用）
- 6・地域のお宝めぐりミニ冊子の作成
- 7・小学校区の主な名所案内看板の設置など（令和6年度）

私たちの協議会の活動目標は

- ① 世代間交流活動の促進と人材育成
- ② 校区内の歴史、史跡を伝承する活動
- ③ こどもの健全育成を推進する活動
- ④ 地域の安心安全なまちづくり活動
- ⑤ 地域の健康福祉を推進する活動
- ⑥ 緑地の景観、保全を推進する活動
- ⑦ 地域の商店を活性化する活動などを目指しています。

【6】令和6年度から今後の予定

①令和6年度

- ・地域の団体との意見交換の実施
- ・地域協議会委員へのアンケート調査の実施
- ・外部有識者からの意見聴取の実施
- ・以上の結果を踏まえた、制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ等

②令和7年度

- ・各項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計等

③令和8年度以降

- ・市民への周知や条例改正の手続き

【7】令和6年度「地域独自の予算事業」

- ・予算 180件：1億2,627万7千円

（新規取組 36件）

- ・新規事業の補助率：7/10（経過措置適用事業の補助率9/10）

地域自治推進プロジェクトの概要

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

《現状に対する課題認識》

・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない
その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
⇒ 地域自治制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《課題解決の方向性》

・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
・どうやって「地域の人材」を取り込むか
・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《検討の展開順序》

・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
・実現するためのロードマップの策定

※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討
※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

《検討事項・論点例》

・地域自治の活動を活性化する予算
⇒ 【事業の検討・提案方法、評価方法】
・地域の活動団体 ⇒ 【公益的活動の充実】
・地域協議会 ⇒ 【役割の再整理】
・総合事務所、まちづくりセンター
⇒ 【地域との関わり方】
・区域 ⇒ 【設定の考え方の再整理】

《検討方法》

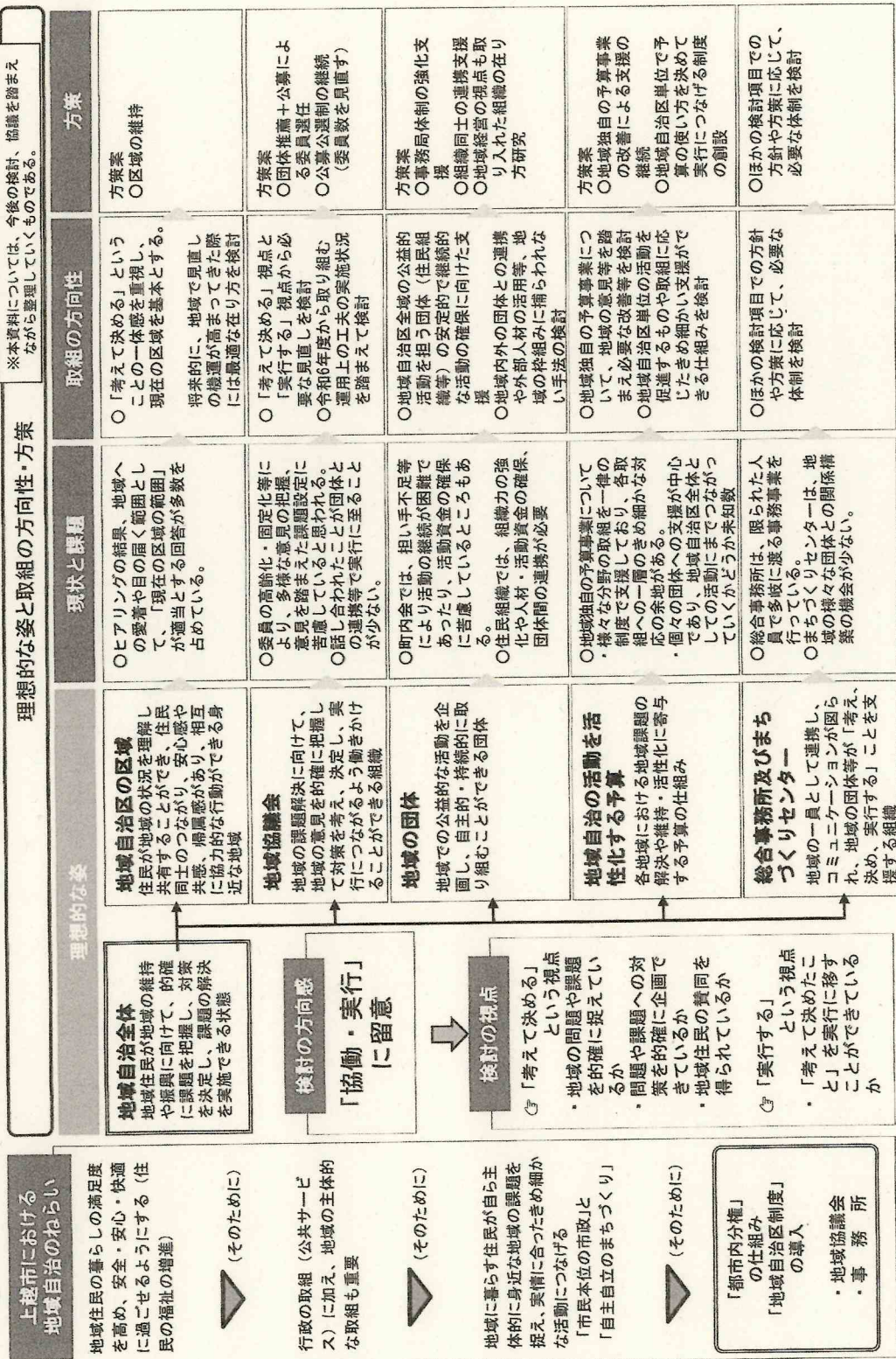
・総合事務所、まちづくりセンターを含む市内での協議
・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
・他自治体の事例調査

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、
市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応

地域自治の理想的な姿及び取組の方向性 (全体図)



地域自治区の区域の理想的な姿			
住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域			
取組の方向性 ・「考えて決める」ということの一体感を重視し、現在の区域を基本とする。 ・なお、将来的に地域において見直しの機運が高まってきた際には、最適な在り方の検討や地域の合意形成に向けた議論を地域と行政が一緒に行うこととする。			
制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
○地域自治区 ・「地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができない身近な地域」を区域として地域自治区を設定したもの ○身近な地域とは ・市民が各種の活動等を通じて、生活の場について相互に理解し共有することができている範囲 ・人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲 ・具体的には、地縁団体等における具体的な活動等を通じて、より多くの市民にとって生活に関わりのある範囲と捉えるものとしている。	○13区 ・合併前の旧町村の区域を一つの区域としたもの ・各区には住民組織も組織されている。 ○15区 ・自治的な活動が行われている範囲であり、多くの住民に関わりが深く、おおむね昭和の大合併前の市町村のエリアと重なる「地区」を基本としたもの ・最も身近な自治の場である町内会の地区町内会長連絡協議会が組織され、15区中12区には住民組織も組織されている。 ○地域協議会委員や地域の団体等の意見 ・地域協議会委員の77.4%、地域の団体の79.8%が、地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であると回答しており、現在の区域でよいとする意見が多数を占めている。 【議会からの意見・提言等】 ・現在の地域自治区の設定がこれからも相応しいものが検討する必要がある。 ・28区を維持する場合は存在理由を明らかにし、再編等を行う場合は市民が納得するまで議論を尽くして実行すべき。	・現在の区域でよいとする意見が多数を占めているが、一部には、現在の区域以外の範囲として下記の意見がある。 ➢団体の活動を継続・活性化させるためには、現在よりも広い区域がよいとする意見 ➢小学校区や中学校区など、より意思疎通ができる範囲や顔の見える関係性といった観点から、現在よりも狭い区域がよいとする意見	方策案：区域の維持（現状どおり） ・地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であると考える意見が多数であり、現状で地域の一体感があると考えられることから、現在の区域を維持する。

地域協議会の理想的な姿

地域の課題解決に向けて、地域の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

- ・多様な意見の把握からの確な課題設定、対応策の決定といった「考えて決める」という視点と、対応策の実施という「実行」の観点から、必要な見直しを検討する。
- ・令和6年度から取り組み運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討する。

取組の方向性

制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
○設置目的、権限など ・地域の課題を主体的に捉え、それらについて議論を行うことを通じて、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させていく。 ➢市長からの諮問に対して答申を行うことができる。 ➢自ら必要と認める事項について自主的な審議を行い、市長に意見書を提出することができる。 ・地域の団体と連携、協力関係を築く中で、課題解決に向けた働きかけを期待 ○地域協議会の委員構成 ・地方自治法では、委員構成は、区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならぬとされている。 ○公募公選制による委員の選任 ・区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるよう公募公選制という仕組みで担保している。 ○委員の報酬 ・地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考えから、委員には報酬を支給しない。	○委員選任状況（R6改選時） ・選任投票なし ※R2は2区で実施 ・定数380人中231人の届出者 ・追加選任 28区のうち23区 ・定数とおり 28区のうち5区 ・平均年齢 61.7歳 ・男女比 男性76.8%、女性23.2% ・再任率 38.1% ○諮問に対する答申の結果（制度導入以降） ・支障なしとされたもの 1,448件 ・上記のうち意見が付されたもの 158件 ・支障ありとされたもの 8件 ○自主的審議の結果（R2～R6任期期間） ・自主的審議のテーマ件数 61件 【内訳】 ・団体に働きかけたもの 14件 ➢実行に至らなかったもの 7件 ➢市へ意見書を提出したもの 24件 ・団体への働きかけや市への意見書の提出に至らなかったもの 22件 ※重複があり、合計は61件にならない。 ○地域協議会に対する認識についての委員へのアンケート上位回答 ・委員構成の偏り（若者等の参加） ・地域の課題の取組の検討・企画が役割 ・議論が進まない ・報酬がない - 等	○委員の高齢化・固定化、女性が少ない等の状況にあり、地域での様々な年代や性別の多様な意見の把握、多様な意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。 ○地域協議会は、いわゆる実行組織ではないため、自ら課題解決に向けた取組を実行することができない。地域協議会で話し合ったことを市に意見として述べることを通じて、市による取組につながる可能性がある一方で、地域の団体との連携等により実行に至ることが少ない。 ○報酬 ・委員に報酬を支給しない当初の考え方が時代にそぐわないとの意見がある。	方策案：団体推薦＋公募による委員選任の見直し ・より一層、様々な分野に関する各年代、男性・女性の多様な意見や問題意識等を的確に把握し、対策を決め、実行につなげられるよう、地域の様々な団体の代表と公募委員で構成する体制に見直す。 ・町内会や住民組織、若者や女性の団体等から委員を選任することで、地域協議会をそれらの団体のプラットフォームとし、各種情報を共有でき、議論を踏まえての対策をそれらの団体が確実かつ速やかに実行できる体制とする。 方策案：公募公選制の継続 ・公募公選制を継続し、若者や女性、住民組織との意見交換をルール化しつつ、人口減少が続く各区の実態を踏まえ、委員定数を見直す。 ※報酬については、どちらの方策も役割に応じて検討

地域の団体の理想的な姿

地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体

取組の方向性	制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
・地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援を行う。 ・地域活動の維持・継続に向けて、地域内での団体間の連携はもとより、地域外の団体との広域連携、外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない多様な人材確保の在り方や財源確保についても検討する。	【町内会】 ・市内に820町内会があり、10世帯を下回る小規模町内会が増加傾向。特に中山間地域では、体制や活動の維持に苦慮している。 【住民組織】 ○13区 ・コミュニティプラザの管理や地域支え合い事業等の受託のほか、地域の祭りや各種イベント、地域の実情やニーズに対応した独自のサービス等実施 ○15区 ・高田、直江津、春日には住民組織がないが、ほかの住民組織では地域支え合い事業を受託するほか、ほかの様々な分野の活動を実施している組織もある。 ○町内会や住民組織からの意見 ・地域活動を支える担い手（スタッフ、参加者を含む。）の不足や若者の参加が得られないといった意見がある。 ・限られたノウハウやマンパワーで取り組んでいる、他団体との連携が必要だと思いが進め方が分からない、会費収入の減少に伴い活動資金が不足しているといった意見がある。 【住民組織】 ・住民と行政の協働により、地域の特性をいかした活力あるまちづくりを推進し、支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目的としたもの ○13区 ・全ての地域自治区に設置されている。 ○15区 ・金谷、諏訪、津有、高士、八千浦、保倉、谷浜・桑取では、合併以前から主体的な活動を行ってきた。 ・新道、三郷、和田、有田、北諏訪では、市の地域支え合い事業の受託を機に、市の働きかけにより設立 ・高田、直江津、春日にはない。	【町内会】 ○人材 ・人口減少や少子高齢化、定年延長、ライフスタイルの変化などに伴い、役員や活動の担い手不足が顕著であり、町内の各種活動等の継続が困難になりつつある。 ○資金 ・世帯数の減少により、活動に必要な資金や集会所等の維持管理や更新等の財源確保に苦慮する町内会もある。 【住民組織】 ○人材 ・人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足が進みつつあり、組織力の強化や地域内での人材確保、団体間の連携を図る必要がある。 ・地域の人材だけでは課題を解決していくことが困難な場合には、外部人材の活用も必要である。 ○資金 ・財源確保に向けて、助言や情報提供を含めた支援の必要がある。 ○他団体との連携 ・各種団体の連携に向けて、団体間の情報交換や交流（活動内容等の共有や横のつながり）の場が必要である。	○当面の取組 ・地域内での自治の基本的な組織である町内会の維持継続が厳しさを増していく中において、地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）が地域を運営する機能を持つことができれば、それぞれの実情に合わせた支援を行う。 方策案：事務局体制の強化支援 ・各団体の実情を踏まえて、人材面や資金面などでの各種支援を行う。 方策案：組織同士の連携支援 ・地域内の様々な団体との情報共有や意見交換ができるようなプラットフォームの構築 ・活動団体のつなぎ役としての中間支援組織を強化するための支援 ○将来的な取組 ・地域における様々な公益的な取組を持続することができるよう、地域経営の視点も取り入れた組織の在り方について併せて研究していく。	

地域自治の活動を活性化する予算の理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み

取組の方向性

- ・地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえながら必要な改善等を検討する。
- ・地域自治体単位の活動促進に資するもの及び取組内容に応じたきめ細やかな支援が可能な予算の仕組みについて、プロジェクト全体の検討状況を踏まえて検討する。

制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
○地域独自の予算事業 ・それぞれの地域の課題を解決し活力の向上を図るため、個々の団体の公益的な取組や地域の実情にあった取組の実現に向けて、総合事務所やまちづくりセンターが提案団体と一緒に企画を練り上げ、予算要求できる仕組みとして、令和5年度から運用を開始 ※令和4年度をもって地域活動支援事業を終了したことに伴い、同事業に引き続き実施していた公益的な活動を継続するため先行実施した。 ○その他の予算の仕組み ・地域独自の予算事業以外の地域自治体の活動を活性化する予算の仕組みは、継続検討することとした。	【地域独自の予算事業】 ○令和6年度の取組 ・予算：180件、126,277千円 ・新規取組 36件 - 令和5年度新規事業の継続分を合わせると46件（全件数の25.6%） ○提案団体等の意見 ＜令和5年度調査＞ ・令和5年度活用団体のうち補助率の見直しを求める意見は33.1% ・8月までの提案期限の見直しを求める意見は9.2% ＜令和6年度調査＞ ・令和5年度活用団体で経過措置が適用されている団体のうち、補助率上限7割では自主財源を確保できないとした団体は66.0% ・団体が求める支援策に関する主な意見活用可能な補助金等の情報提供（51.7%） - 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%） - 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%） 【議会からの意見・提言等】 ・地域の要望を集め、地域で話し合って「地域要望」とし、それに基づいて行政が予算提案、議会の議決を経て、行政が執行するという地域も参画する地域予算づくりを検討する。	【地域独自の予算事業】 ・様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある。 ・提案内容によって市が実施主体となる取組の基準が不明確との指摘がある。 ・令和6年度予算編成過程において、総合事務所等による関わりを更に深める余地があった。 ○地域独自の予算事業の趣旨や仕組みの周知 ＞効果的な手法や経費の精査 ＞財源確保に向けた助言 ＞提案団体と他団体の連携協力の支援 ○地域自治体全域への広がりに ・地域独自の予算事業は個々の団体への支援が中心であり、地域自治体全体としての活動にまでつながっていかどうか未知数	方策案：地域独自の予算事業の改善による支援の継続 ・現行の地域独自の予算事業を基本としながら、団体が行う多種多様な取組の内容や特性を考慮したきめ細やかな支援となるよう、専門性を持つ各担当部局が分野別に支援する。 方策案：地域自治体単位の予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設 ・地域自治体単位の課題を設定し、その解決策を地域協議会や地域の団体、総合事務所等が主体的に関わりながら決定し、これらの事業に取り組み際に必要な予算を計上する制度を創設する。

総合事務所及びまちづくりセンターの理想的な姿			
地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織			
取組の方向性 ・本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。			
制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
・地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置し、平成21年に設置した15の地域自治区には、複数の地域自治区の地域協議会の事務局と地域振興に特化した「業務を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置している。 ○13区 ・地域協議会の運営や地域振興に関する事務のほか担当する区内の行政サービスに関する事務を行う。 ・旧町村役場を活用し、地域住民が地域活動に利用できるよう「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くことや施設の管理・運営を住民に委ねることを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整備 ○15区 ・職員が必要に応じて地域に出向しながら地域協議会に関する事務や所管する区域の地域振興に関する業務を行う。 ・所管する区域数、事務所ごとの事務量、地理的連続性、住民の利便性（交通の便等）等を総合的に勘案し、南部・中部・北部の3つに分け、既存の施設に設置	○総合事務所 ・地域を知る職員、地元職員が減少している中、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。 ○まちづくりセンター ・所管する地域自治区は4～6区と複数あるが、所管業務が限定されている点や人員数や時間的な制約などもあり、総合事務所と比べ地域との関わりが小さい。 ○地域協議会委員や地域の団体等の意見 ・総合事務所やまちづくりセンターに期待する役割として、「現場の把握」や「地域への積極的な関わり」など地域への直接的な関与が求められている一方、地域協議会委員から「地域住民の目線が不足」、「地域との関わりが少ない」との意見や、地域の団体からは「現場を知る、出向く」、「権限・予算が少ない」との意見があった。 ○コミュニティプラザ ・13区のうち4区では住民組織以外が管理・運営を受託している。また、15区にはコミュニティプラザを設置していない。	○総合事務所、まちづくりセンター ・総合事務所等の職員と地域の団体等とが関わる機会を十分確保する必要がある。 ・総合事務所等の職員が地域と協働して課題を解決するため、的確な情報提供やアドバイスなど、適切な支援を行うことができるよう、職員体制の整備を図る。	※本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。
		【議会からの意見・提言等】 ・総合事務所等の地域自治・住民自治を支える権能の強化が求められている（所長の権能強化、職員体制の最適化・職員能力の向上、自治の担い手の育成） ・15区へのコミュニティプラザの設置について検討する必要がある。	

上越市議会総務常任委員会資料—令和4年10月6日

(仮称) 地域独自の予算の取扱いに関する補足事項

※以下、本稿では便宜上、(仮称)を省略して表記する。

1 対象とする取組

- ① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
 - ② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
- ※ 複数の地域自治体にわたる取組も対象とする。

2 費 目

地域独自の予算では、地域の団体のほか市が実施主体となることも想定しているため、取組の内容に応じた費目に予算を計上する。

① 地域の団体等が実施主体となる場合

例：Ⅰ. 負担金、補助及び交付金

地域の団体が主体的に取り組む内容に対する補助等

<補助金に関する経過措置の考え方>

令和元年度から4年度まで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、地域独自の予算で対象とする取組に該当する取組は、活動継続の観点から、経過措置として直近で採択された際の補助率を据え置いて、補助率の上限を10/10とし、8年度までに段階的に毎年度1/10ずつ上限を見直す。

○ 経過措置の考え方

(単位：補助率の上限)

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
例1:毎年実施 10/10 補助	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/10	8/10	7/10
例2:毎年実施 8/10 補助	-	-	10/10	9/10	8/10	8/10	8/10	8/10	7/10
例3:隔年実施 10/10 補助	-	-	10/10	-	10/10	-	9/10	-	7/10
例4:事業再開 10/10 補助	10/10	10/10	-	-	-	10/10	9/10	8/10	7/10
例5:事業再開 7/10 補助	7/10	-	-	-	-	7/10	7/10	7/10	7/10

<———地域活動支援事業———><———地域独自の予算———>

<—対象とする案件の期間—>

② 市が実施主体となる場合

例：Ⅰ. 報償費、旅費

市が講演会や研修を主催する場合の講師への謝金や交通費相当額の支出等

Ⅱ. 需用費

パンフレットの作成に係る印刷製本費等

Ⅲ. 委託料

地域での取組の内容や経過、今後の見通しなどを踏まえて、市の事業としての実施が適切である取組の実施を外部委託する経費等

地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて

1 概 要

令和5年度に地域独自の予算事業を実施した121団体における制度面や運用面に関する課題やアンケート調査の結果等を踏まえ、地域独自の予算事業の補助率に係る経過措置を次のとおり見直すこととする。

2 見直しの考え方

- (1) 各団体の取組状況を踏まえると、経過措置に基づき補助率を低減させた場合、多くの団体において取組の継続が困難になることが見込まれるが、その一方で、自主財源の確保に向けて取り組む意向があることがうかがわれる。
- (2) こうした中、総合事務所やまちづくりセンターを中心に、団体による自主財源の確保に向けた取組を支援する余地もあるものと考えられる。
- (3) このようなことから、公益性の高い自治の取組が継続されるよう、補助率の低減に伴う影響を抑えるとともに、総合事務所等による団体への支援を更に実施していくため、経過措置を適用している事業について経過措置の期間を延長し令和7年度の補助率は10分の9のまま据え置くこととする（新規事業の補助率は、10分の7を維持）。
- (4) なお、地域自治推進プロジェクトにおいて、令和6年度に「地域自治の活動を活性化する予算」の制度や仕組みの在り方について検討することとしているため、令和8年度以降の取扱いについては、本プロジェクトの今後の検討状況に合わせて考え方を整理することとする。
- (5) 総務常任委員会所管事務調査において説明後、対象団体への周知を行う。

3 アンケート調査の結果概要（参考）

- (1) アンケート調査の結果、補助率の経過措置が適用されている団体の66.0%（64団体）から、補助率の上限が10分の7となった場合、自主財源を確保することができない旨の回答があった。
- (2) 団体が求める主な支援策は次のとおり
 - ・ 活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）
 - ・ 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）
 - ・ 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）
 - ・ 補助率の引上げ（27.6%） など

《南三世代交流プラザの運営について》

【1】施設の概要

- 設置目的
 - ・ 少子高齢化における世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを推進する。
- 開設 2001年（平成13年）5月3日
- 工事費 2億2,512万円
- 主な設置施設 ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室
- 利用時間 午前9時30分から午後6時まで
- 休館日 火曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

【2】利用実績

- | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|--------|---------|---------|
| ◦ 延べ利用者数 | 9,424人 | 13,836人 | 18,318人 |

【3】管理体制

- ・ 地元町内会と周辺9町内会等で構成する南三世代交流プラザ運営協議会に管理運営業務を委託

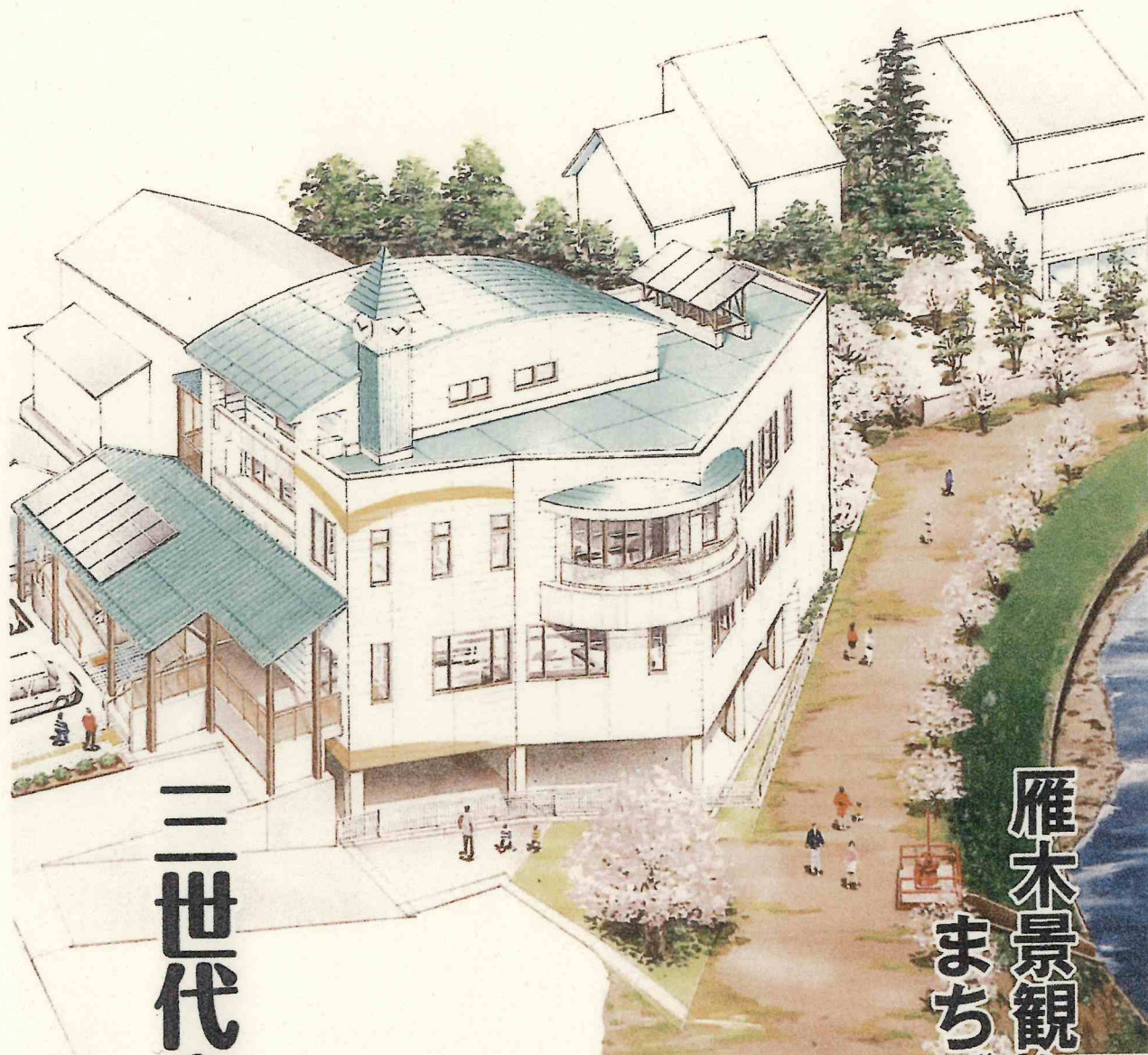
【4】年度別決算額

- | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|---|---------|----------|
| ◦ 決算額 | 5,786千円 | 6,414千円 | 24,893千円 |
| ◦ 主な経費 | 管理運営委託料、施設管理委託料、光熱水費、修繕費
※5年度は駐車場設置のため増 | | |
| ◦ その他 | 省エネの推進のため、太陽光発電システム（5kw）を設置している。
年間発電量 4,214kw 売電収入額 約8,000円／年 | | |

【5】南三世代交流プラザ運営協議会の活動と課題》

- 運営協議会の構成 31名で運営（詳細は添付資料P26参照）
- 地域活動拠点の施設として
 - ・ 地域コミュニティに努力しながら三世代間交流活動を促進すること。
 - ・ 地域の活性化に向けてアイデアを出し合って運営すること。
 - ・ 学校・家庭ではない、子どもたちの居場所づくりであること。
- 今後の課題
 - ・ 地域の少子高齢化が進み人口減少が進んでいること。施設利用者の増加のための世代交流活動のあり方の検証が必要なこと。
 - ・ 地域の空き家・空き地などが増えている。地域の魅力拡大策について行政とも連携して活用策を検討していくこと。
 - ・ 地域の商店が大型店の影響などで閉店もあり商店街活性化に向けて話し合いなどの機会をつくりたいこと。
 - ・ 働き方改革の影響が出始めている。学校職員との関係で活動の制約を受ける懸念があること
 - ・ 活動費予算がなく、補助率の減による負担の限界もあり、活動の停滞傾向が懸念。

【6】南三世代交流プラザ運営協議会資料 [P22～P27]



雁木景觀を活かした
まちづくり活動から

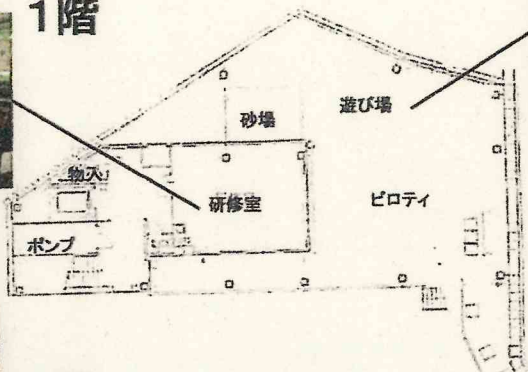
三世代交流の絆
更に強く！



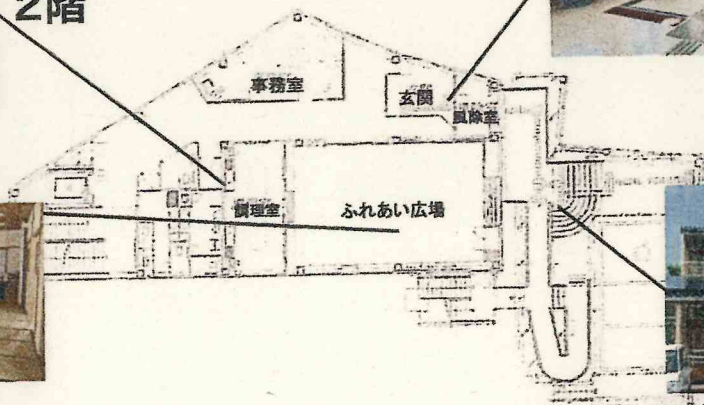
南三世代交流プラザ運営協議会

南三世代交流プラザ

1階

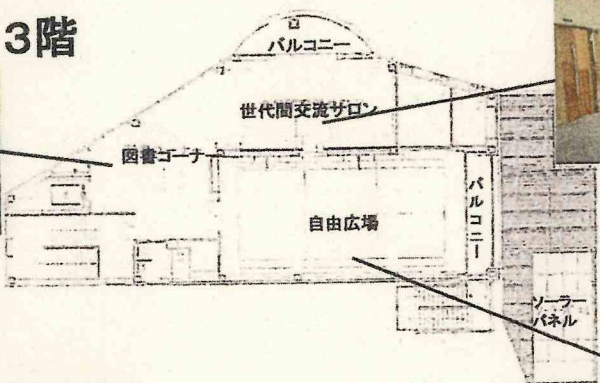




2階



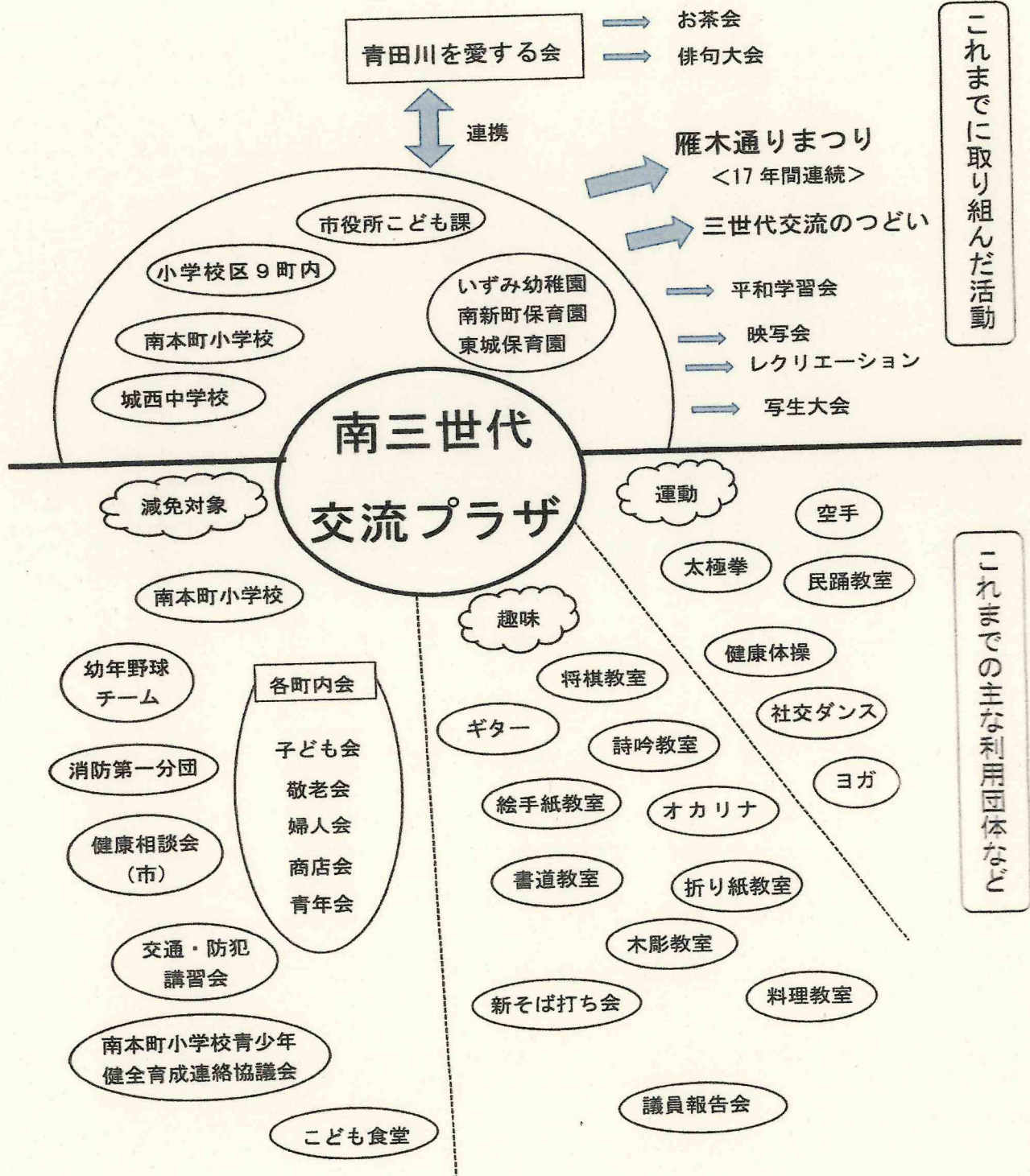
3階



施設名	単位	利用料金
ふれあい広場	1区画1時間につき	170円
自由広場	1時間につき	480円
研修室	1時間につき	210円
調理室	1時間につき	110円

南三世代交流プラザの利用状況



南三世代交流プラザ利用者・37万人達成する！

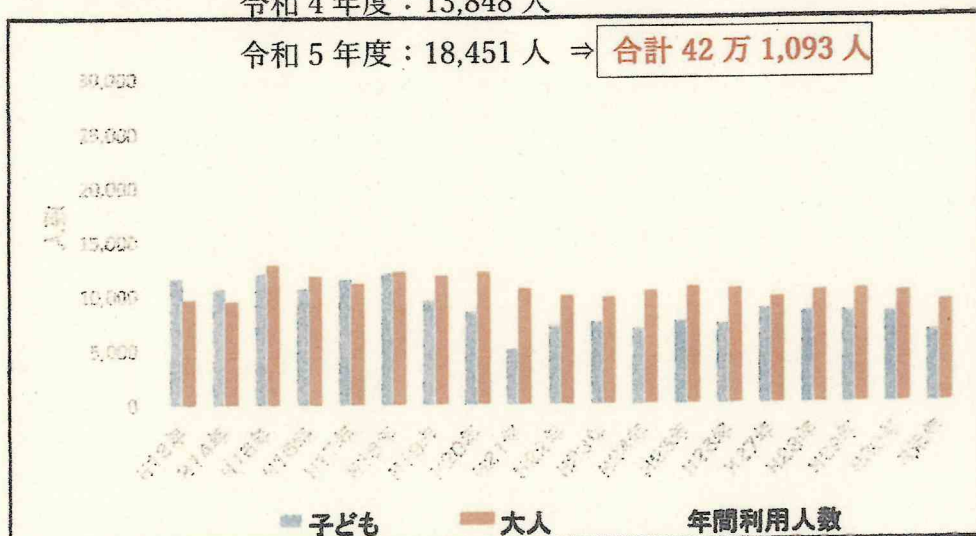
平成13年上越市が建設した南三世代交流プラザは円滑な運営と利用者の拡大をめざし、三世代間と地域の交流発展に寄与するために南本町小学校区内の9町内会・学校・子ども会・PTA・老人会・民生児童委員の代表で運営協議会を組織し、地域のにぎわいづくりにむけて努力をつづけています。

令和2年度現在の利用者の一覧表をご参照ください。

開館(年)	年度	子ども(人)	大人(人)	合計(人)	累計(人)
1	H13年	11,593	9,597	21,190	21,190
2	H14年	10,635	9,403	20,038	41,228
3	H15年	12,045	12,829	24,874	66,102
4	H16年	10,683	11,778	22,461	88,563
5	H17年	11,527	11,102	22,629	111,192
6	H18年	12,068	12,178	24,246	135,438
7	H19年	9,545	11,781	21,326	156,764
8	H20年	8,452	12,131	20,583	177,347
9	H21年	5,113	10,554	15,667	193,014
10	H22年	7,242	9,899	17,141	210,155
11	H23年	7,478	9,715	17,193	227,348
12	H24年	6,943	10,265	17,208	244,556
13	H25年	7,535	10,586	18,121	262,677
14	H26年	7,286	10,475	17,761	280,438
15	H27年	8,662	9,698	18,360	298,798
16	H28年	8,389	10,262	18,651	317,449
17	H29年	8,374	10,360	18,734	336,183
18	H30年	8,236	10,124	18,360	354,543
19	R元年	6,493	9,213	15,706	370,249
果 計		168,299	201,950	370,249	

令和4年度：13,848人

令和5年度：18,451人 ⇒ 合計 42万 1,093人



南三世代交流プラザ運営協議会規約

(目的)

第1条 本会は、上越市が設置した南三世代交流プラザの円滑な運営を行うことにより地域の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、南三世代交流プラザ運営協議会と称し、事務所を南三世代交流プラザに置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地域で実施する各種事業の南三世代交流プラザへの誘致及び共同開催等の調整
- (2) 上越市からの管理運営業務委託を執行する
- (3) 本会の目的達成に必要な事項

(構成員)

第4条 本会は、次の南本町小学校区の者をもって組織する。

- | | | | |
|---------------|----|----------------|------|
| (1) 町内会長 | 9名 | (2) 子供会関係者 | 3名 |
| (3) 老人クラブ関係者 | 3名 | (4) 婦人会等関係者 | 3名 |
| (5) 民生委員・児童委員 | 3名 | (6) PTA会長及び副会長 | 3～4名 |
| (7) 南本町小学校 | 2名 | (8) 城西中学校 | 2名 |
| (9) 事務局員 | 2名 | | |

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (町内会長から選出)
- (2) 副 会 長 2名 (町内会長から選出)
- (3) 幹 事 5名 (町内会長以外の構成員から各1名選出)
- (4) 事務局長 1名 (会長が任命する人)
- 事務局員 1名 (会長が任命する人)

2 役員は、総会において前条の者から選出する。

3 役員の任期は2か年とする。但し、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったときは、これを代理する。
- (3) 事務局長は、上越市からの管理運営業務委託の事務を担当する。
事務局員は、これを補佐する。
- (4) 役員会は、本会の運営にあたる。

(顧問)

第7条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、総会にはかり選任する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第8条 会長は、毎年1回総会を招集するほか、必要と認めるときは、臨時総会及びその他の会議を招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議における議決は、構成員の半数以上が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員を選出
 - (3) 事業計画及び事業実施、予算、決算に関すること。
 - (4) その他、重要な事項

(管理人)

第9条 南三世代交流プラザを管理するため、市からの委託契約により管理人を選任する。

- 2 管理人は、会長が役員会にはかり、任命する。
- 3 管理人は、上越市の委託契約に基づいて、南三世代交流プラザの管理にあたる。

(その他)

第10条 この規約の施行について必要な事項は、会長が役員会にはかり定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成13年4月6日から施行する。

(附則) 本規約は、平成28年2月26日から施行する。

(2) — 2 所見・提言

[新潟県 上越市]

上越市における地域自治区の特徴は、合併と同時に13の旧町村の区域に設置(2005年1月)されている。背景として、合併に伴い編入町村の首長・議員は失職することとなり、地域住民の不安の解消をするために新しい自治の仕組みが求められ、13区を地方自治法に基づく制度へ移行する中で、上越市自治基本条例を制定している。条例に於いて、自治の仕組みとして、地域自治区の設置を規定している。これに伴い、地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」と区域内の市の事務を行う「事務所」を置くことが出来ることとなる。合併に伴って、合併前上越市だけの総合計画だけが残し、13町村の総合計画は消滅する中で、13町村が総合計画で予定していた「やり残し事業」を担保するため、配分された「地域事業費」の範囲の中で、各町村が選定した事業が「地域事業」である。これらの事業の諮問先となるのが「地域協議会」であり、市長の付属機関としてスタートしている。年月の経過の中で、全市的な取り組みとして、合併前上越市の区域への15の自治区の設置が2009年3月に決定されている。

＊地区の説明会での意見としての例示、

- 地域協議会と町内会(町内会協議会)との住み分けや、関係性がよくわからない。
- 地域協議会と市議会との関係がよくわからない。
- 地域協議会で審議したことの「実効性」をどのように担保していくのか。
- 委員の費用弁償や事務所の設置は行財政改革に逆行するのではないか。
- 公募公選への不安(委員のなり手、委員のバランス、地域の声の集約等)等々があり、制度を検討する中で、しっかりと捉え取組むことが必須と考える。

＊制度全般に対する期待として、

- 町内会の範囲を超えて、区単位で様々な担い手が同じテーブルについて地域のまちづくりを議論しやすくなる。
 - 身近な地域への関心の低さや、町内会長へのお任せ意識が見られる中で、地域のことについて関心を高めるきっかけとなる。
 - それぞれの地域で、問題意識やアイデアを持ち、意欲的な活動に取り組んでいる人材の活躍の場が増える。
 - 女性のまちづくりや市政への参画の機会が拡大される。
 - 住民に対して、地域や市政に関する情報が伝わりやすくなる。
 - バラバラで活動している団体が連携するきっかけづくりができる。
 - 自治区の事務所職員が地域づくりのコーディネーター役や、身近な相談窓口として機能すれば、市民生活やまちづくりの観点から利便性が向上する。
- 等が、市民活動団体等との意見交換会で寄せられた意見として示されている。

瑞穂町の行政面積、町内会・自治会数は上越市に比すれば、圧倒的に少ない状況にある。しかしながら、地域コミュニティを考えると、町内会の加入数者は減少の一途である。町内会が、地域の代表性を維持し、地域の合意に基づく民意の反映を担う団体として条件を満たし、将来的に社会貢献団体(NPO)への移行については非常に難しいと言える。

上越市地域自治推進プロジェクトの最終目標「地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、町民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態」への取組は、瑞穂町の「すみたいまち つながるまち あたらしいまち」に通ずるものとする。

南三世代交流プラザについて、

上越市では、地域で実践する三世代間交流をめざして、子供たちの健全な遊び場や健康増進、情操を豊かにして心身ともに健やかな子供の育成を願い、地域コミュニティの中でさまざまな世代の人々とのふれあいを通じて社会性を育むための体験と交流を促進するために複合的で多機能な少子高齢化社会に対応した新しい施設として三世代交流プラザを建設している。

2001年4月に設置された三世代交流プラザの円滑な運営を行い値域の発展に寄与するために、南三世代交流プラザ運営協議会を発足させ、交流活動を推進している。

2016年4月、上越市から会館業務の管理委託を受けて当運営協議会が利用促進や世代間交流活動の推進に取り組んでいる。(活動費予算と運営協議会からの負担に懸念)

瑞穂町では、コミュニティ施設として、むさし野・元狭山・長岡の各地区にコミュニティセンターがあり、管理運営委員会が設置されている。また、各地区会館、「寄り合いハウスいこい」などもあり、令和7年5月には瑞穂町多世代交流センター「MIZCUL」(ミズカル)がオープン予定である。瑞穂町においても、施設の運営方針や管理について、上越市の「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」や「少子高齢化における世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを推進する」とした、地域自治の仕組みの強化を図るための取組は、事例やこれからの「世代を超えた居場所づくり」と合わせて検討すべきものとする。



(3) — 1 視 察 内 容

[2] 新潟県 十日町市

《十日町市の沿革・地理》

十日町市は、2005年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併して誕生した。

新潟県南部の長野県との県境、東は南魚沼市、北は小千谷市、西は、上越市・柏崎市、南は湯沢町・津南町等と接している。東京からは約200km、新潟市からは約85kmの地点に位置する。

■人口と世帯数(令和6年3月末日)

・総数 47,627人

男 23,341人

女 24,286人

・世帯数 19,394世帯 人口密度 81人/km²

■面積—590.39km² (東西31.4km—南北41.1km)

《小中一貫教育について》

【1】 小中一貫教育の導入経緯と経過

・十日町市の小中一貫教育は、2008年5月に設置された十日町市学区検討委員会が2009年3月にまとめた『十日町市における適正な小・中学校の学区に関する提言』の中で、「新しい形態の学校（小中一貫教育）の導入」の検討を示したことに端を発する。

・経 過

- ・2008年5月「十日町市学区検討委員会」設置
- ・2009年3月「新しい形態の学校（小中一貫教育導入）」の提言
- ・9月「十日町市小中一貫教育の在り方検討委員会」
- ・2010年9月「十日町市小中一貫教育基本計画」策定
- ・2011年～2013年 モデル地区で試行
- ・2014年～ 全中学校区で本格実施
- ・2022年12月 「十日町市小中一貫教育基本計画」改訂

【2】 十日町市の学校教育で目指す子どもの姿

・「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会を生きる子ども」の実現に向けての3つの大きな教育課題

1. 学力向上
2. 不登校、いじめの減少
3. 特別支援教育の充実

中学校に進学すると学力検査の平均偏差値が下がる。
いじめの認知率や不登校の発生率が急に上昇する。
当時全国的にも「中1ギャップ」と言われ、十日町市でも喫緊の課題となっていた。

・明日を担う子どもの健やかな成長を図るために、義務教育9年間を見通した一貫教育を構築し、小学校と中学校がより連携しやすい環境を創り出すことが重要と考えた。



小中一貫教育の導入

【3】十日町市が進めている小中一貫教育

・小中一貫教育の基本方針

- ・基本方針1 全中学校区で小中一貫教育を実施します
(特別支援学校も小学部と中学部連携という視点で実施)
- ・基本方針2 6・3制を維持しますが、9年間を見通した教育課程の編成と小・中学校の連携を深めた教育活動を展開します。特に小学校5年から中学校1年における切れ目のない指導支援を目指します。

・小中一貫教育の骨格—修業年数と指導区分

[現行の6・3制を維持し、指導区分で小中一貫教育を導入]

- ・前期 (小学校1年～4年)
- ・中期 (小学校5年～中学校1年)
- ・後期 (中学校2年～3年)

小学校から中学校への円滑な連携・接続を図るために、中期に重点をおく

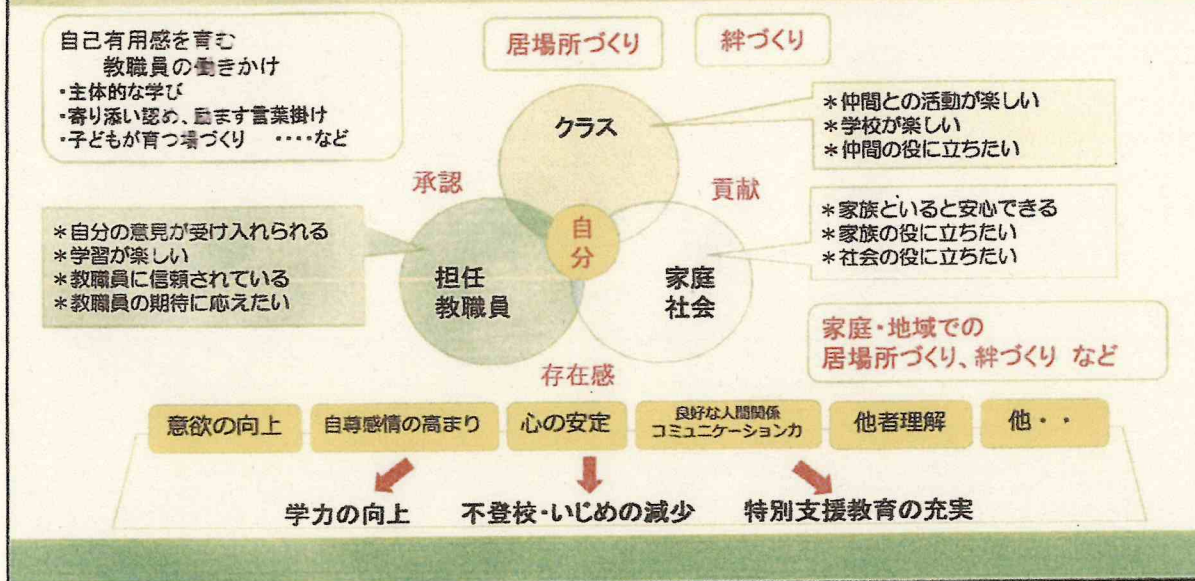
【4】小中一貫教育推進に向けての指標

・3つの教育課題解決の指標としての目標値 (令和7年度末まで)

- ・学力向上—NRTで全学年・全教科の児童生徒の平均偏差値
小学校53.0以上 中学校50.0以上
- ・不登校・いじめの減少—不登校児童生徒の割合
小学校0.80%以下 3.0以上 中学校2.90%以下
- ・特別支援教育の充実
取組評価アンケートにおける、特別な支援を要する児童生徒の「学校は楽しい」の割合の増加

【5】共通取組次項「自己有用感」の取組

5 共通取組事項「自己有用感」の取組



* 自己有用感とは「集団の中で、自分が必要な(大切な)存在であることを自分自身で認識すること」

【6】小中一貫教育の主な活動

◦小中リーダー研修

- ・夏休みに行われた小学校児童会と中学校生徒会のリーダーが集まって話し合い。

◦小中交流活動

- ・小学生部活動体験

◦中学校区小中一貫教育推進会議（教職員－中学校区の取組を決める中心組織）

- ・グランドデザインの協議
- ・中学校区毎の課題に向けて取組、評価、改善を図る
- ・メンバーにコミュニティスクール関係者も参加の方向

◦教職員全員研修会

- ・^{しっかい}悉皆研修（対象となる全員が必ず受ける）として、開催。小中一貫教育の取組を推進するために教職員の共通認識を深める機会
- ・小中教員が一日異校種体験研修－乗り入れ授業、授業参観やTT授業など

【7】十日町市の小中一貫教育のこれまでの評価

◦児童生徒

成果＝・学校生活や学習に関する意識改善につながっている。

- ・「居場所づくり」「絆づくり」を意図した交流活動や体験、学習は児童生徒に良い影響が見られる。
- ・児童生徒の多様な交流活動により、中学校進学への不安感の低下や期待感の増加が考えられる。
- ・年下への思いやり、先輩への憧れの意識が高まっている。

◦教職員

成果＝・小中共通取組意識が高まっている。（特に中学校）

- ・教職員の異校種体験研修や小中合同授業協議会、学習規律の共有などの取組を通して授業改善が見られる。
- ・中学卒業時の姿を見据えて9年間のつながりを意識した指導にあたっている。
- ・積極的にいじめを認知し、いじめについて児童生徒と共に考えていく方向になり、認知件数は増加している。

◦保護者

成果＝・保護者への小中一貫教育の浸透状況は年々向上している。

（広報誌発行、交流活動の公開、保護者と合同あいさつ運動など）

【8】十日町市の小中一貫教育の課題

◦児童生徒

課題＝・小学校低学年から確かな学力の定着

- ・不登校・いじめの増加傾向。
- ・「夢や目標がある」の強い肯定の数値が高まらない。
- ・自己有用感を育む取組をどう仕組むか。

◦教職員

課題＝・「自己有用感を高める取組」を日々授業や学級経営などでどう進めていくか。

・保護者

課題＝・コミュニティスクール（学校運営協議会）の取組」を推進するとともに、保護者、地域住民を巻き込んだ小中一貫教育の推進が求められる。

(3) — 2 所見・提言

[新潟県 十日町市]

十日町市は小中一貫教育を推進し、目指す子どもの姿の実現に向け、学校教育の課題を解決していくために3つの方策を掲げている。

1. **教職員のつながり** ＝ 小中学校の教職員が、9年間を見通した連続性のある学級づくりや授業づくり、生徒指導等に取り組むことにより、日々の学校生活や教育活動を充実させるとともに中1ギャップや進学への不安感の解消や小学校4年をピークとした学力の伸び悩みについて改善を目指す。

2. **児童生徒のつながり** ＝ 学級内の児童生徒の活発な交流や異学年間の交流活動を行うことにより、自己有用感や誰とでも信頼関係を築く力、コミュニケーション能力や規範意識などの社会性を育み、不登校やいじめ等の減少を目指す。

3. **地域とのつながり** ＝ 地域には、児童生徒が地域に誇りと愛着をもち、創造性豊かに生きる力をはぐくめる生きた教材がたくさんある。これらの教材を各教科や総合的な学習の時間等に位置付け積極的に活動して行くなど、中学校区の児童生徒の実態や地域性を考慮し9年間を見通した特色ある教育活動を推進していくことで、地域に誇りと愛着をもつ子どもの育成を目指す。2018年度より全ての小・中・特別支援学校で始まったコミュニティスクールの取組も、社会総ぐるみで子どもたちを育む体制づくりを目指しており、学校と地域の連携協働の支えとなっている。

また、地域で子供を育てる活動を展開していく上で、保育園や幼稚園との連携も行いやすくなり、小1プロブレムの解消も期待できる。

3つの方策は、十日町市の学校教育の現状と課題において、学校の規模・特徴で示された状況への対処であり、対処すべき、その状況は次のようなものである。

2022年度の十日町市の1校当たりの児童生徒数は、小・中学校ともに県平均（小学校231人、中学校229人）を大きく下回っている。学校規模も小規模な学校が多く、小学校では複式校が7校ある。2022年度の十日町市の小学校1年生の児童数は352人だが、2028年度の推計では、小学校1年生の児童数が199人に減少するなど、少子化が一層進む見通しである。学習の充実だけでなく、子どもの社会性を育むためにも、学校や学年を越えた交流が一層必要になって来ている。

教職員を見ると、現在も地元教職員（十日町市と津南町を生活根拠地としている教職員）が少なく（教諭の51%）、さらには経験年数の少ない若手教諭（新規採用～6年目：教諭の約31%）が多く配置されている実態がある。そのため、赴任しても3年で他地域の学校へ異動する教職員も少なくない。当市においては規模の小さな学校も多く、若手教職員の孤立の不安もあり、研修や近隣校との交流を通したつながりも重要になってくる。

小規模な学校は、児童生徒数が少ないために実施しにくい教育活動があったり、教職員が少人数で、十日町市では異動も頻繁であることから、効果的な学校運営の難しさがあったりする。中学校区内の小・中学校が連携・協働することによって、これらの課題解消に向けて検討することが望まれた。瑞穂町の学校教育にとって、これら状況への対処、目指す子どもの姿に向けた取組は、大いに参考とすべきと考える。

(4) — 1 視察内容

[3] 新潟県南魚沼市

《南魚沼市の沿革》

現在の南魚沼市の市域は、1889年4月の町村制施行により生まれた37村が、「明治の大合併」を経て1906年には12町村に集約される。

「昭和の大合併」といわれた時代、1956年から翌年にかけての合併で、旧大和町(1962年4月村→町制施行)、旧六日町、旧塩沢町の形になる。そして、市町村の行財政基盤の強化を図り、市町村がより充実したサービスを提供し、住みやすいまちづくりを展開できるように市町村合併を推進する「平成の大合併」の時代を迎え、南魚沼地域でも2000年から合併についての取り組みが始まり、2004年11月1日六日町と大和町の合併による市制施行で「南魚沼市」が誕生し、2005年10月1日には南魚沼市が塩沢町を編入合併する形で新生「南魚沼市」となる。

■人口と世帯数(令和6年11月末日)

総数 52,411人 20,361世帯

男 25,682人

女 26,729人

■面積—584.55km²

《塩沢つむぎ記念館》

織の文化館「塩沢つむぎ記念館」は、ユネスコ無形文化遺産登録・国重要無形文化財指定の越後上布に出会える「織の文化」の発信拠点となっている。

伝統技術と、その文化の魅力を一堂に公開し、伝統工芸の新たな可能性をみせる「織の文化の新拠点」でもある。1Fは展示場・土産工房となっており、格式高い「塩沢の織物」の着物とその布を使って製作された各種の生地工芸品を展示・販売、塩沢織の布・絹糸・繭を使った織物アート体験(1,000円～3,000円コース)ができる。2Fは織工房・体験工房となっており、「塩沢の織物」ができるまでの工程を見学でき、伝統的技法を機織り体験(1,000円～249,000円*約2週間)ができる。「塩沢織」をより身近に、見て、聞いて、触れて、体験できる貴重な空間となっている。(村山大島紬も紹介されていた:写真)



(4) — 2 所見・提言

織の文化館「塩沢つむぎ記念館」は、関東近県より一般の方々の見学・体験の施設として、また、近隣の小中学生の社会科見学の場として利用され、訪れる人に伝統文化の発信と継承に繋げる拠点となっている。

我が町の伝統文化である「板締め注入染色法」と呼ばれる独自の技術で染めた糸が繊細な緋模様を織りなす、「村山大島紬」においても、継承が危機に瀕している現状がある。身近に体験できる「塩沢つむぎ記念館」は、織の文化の継承施設の好事例として評価できる。

5 旅費

月日	鉄道名（乗車経路）・宿泊名称	鉄 路 円	特 急 円	飛行機 円	車両 （バス 等）円	レンタカー （借上 等） 円	その他 円	宿泊料 円
10/7	JR 箱根ヶ崎駅→ JR 上越妙高駅	① 5,170						
10/7	大宮駅→上越妙高駅 （新幹線指定席）		② 3,860					
10/7	上越妙高駅→高田駅 えちごトキめき鉄道	250						
10/7	アートホテル上越							9,000
10/8	高田駅→直江津駅 えちごトキめき鉄道	1,530						
10/8	十日町駅→六日町駅 北越急行	400						
10/8	ホテル 坂戸城							11,120
10/9	JR 六日町駅→ JR 箱根ヶ崎駅	③ 4,070						
10/9	越後湯沢駅→大宮駅 （新幹線指定席）		④ 2,970					
小 計		11,420	6,830					20,120
		合 計 38,370円						

6 交通費	ガソリン代	0円
	有料道路通行料	0円
	駐車場代	0円
	計	0円
7 手数料		0円
8 保険料		0円
9 資料代		0円
10 その他（	）：	0円
総 合 計	38,370円	

*①～④の合計金額は¥16,070で、東日本旅客鉄道(株)の
領収証金額と一致し、その内容を示すものです。

*JR以外は、えちごトキめき鉄道、北越急行ほくほく線